

府子本第1017号
4初幼教第23号
子保発1207第1号
令和4年12月7日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

厚生労働省子ども家庭局保育課長

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について」の一部改正について

施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について」（令和元年6月24日付け府子本第197号・元初幼教第8号・子保発0624第1号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長及び厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知）により取り扱われているところであるが、今般、上記通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和4年12月7日から適用することとしたので通知する。

各都道府県におかれては、十分御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含む。）に対して遅滞なく周知を図られたい。